

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市教育文化会館喫茶スペース改装中防火対策業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	ユカロン札幌株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、令和6年8月9日付で契約締結し、同年10月31日完了予定である「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備業務」（以下、「施設整備業務」という。）の実施にあたり必要となる防火対策として、中央消防署予防課から指導を受けた事項について措置するものである。 措置の内容としては、施設整備業務着手の直後に火災感知器やスプリンクラーヘッドを一時撤去することから、未警戒となる区域への防火対策として、1時間耐火仕様の間仕切壁及び消火器（50型）を設置するものであるが、当該措置の必要性が判明した時期の関係上、施設整備業務とは別の業務として発注することとなったものである。 本業務は、施設整備業務で実施する消防設備の一時撤去や、既存床仕上げ材撤去の作業工程と入り組むことから、他の業者が実施した場合、工程管理が複雑となり、安全管理上の問題がある上、現地調査から始めることとなるため、札幌市教育文化会館のリニューアルオープンまでに実施する必要がある施設整備業務が、完了できない見込みである。 以上により、施設整備業務の受託者であり、現地を熟知している上記事業者は、本業務を工期内に実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）